

〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向（欧州）

【欧州・規制動向】

○ファイナンシャル・スタビリティ・フォーラムのロンドン会合、G20 等メンバーを拡大

ファイナンシャル・スタビリティ・フォーラム（FSF）が、2009年3月11日と12日の2日間にわたり、ロンドンで開催され、金融危機に向けた各国および金融規制・監督国際機関等の対策の一層の推進と、メンバーにG20メンバーのアルゼンチン、ブラジル、中国など12カ国および欧州委員会を加えることが確認された。

FSFは、1999年に設立され、現在、G7の7カ国にオランダ等5カ国ならびに、保険監督者国際機構（IAIS）、銀行および証券の各金融規制・監督国際機関、世界銀行などで構成されている。FSFでは、サブプライムローン問題を契機とした世界的金融危機に対応し、2008年4月に各国および関係機関の取組むべき課題を提言し、同年10月にフォローアップを実施、各国および関係機関に協調した対策の実施を推進してきた。

今回の会合では、特に金融システムの景気循環増幅効果（procyclicality）を軽減させるための銀行の自己資本の枠組みや貸倒れ引当て実務等の改善策の実施のほか、金融業界の報酬体系、危機管理に関するクロスボーダーの協力を強化する一連の原則および2008年4月の提言の推進を確認した。今回のFSFの会合は、4月に開催予定のG20首脳会合に向けて開催され、IAISも2月にFSFおよびG20の提言に沿って、世界的な保険グループ監督のための情報交換覚書、監督者カレッジの実施等の対応を報告している。

（FSF プレスリリース 2009.3.12 ほか）

【イギリス・規制動向】

○ABI、平等法案に関し、保険での年齢要素の利用制限を警告する報告書を公表

英国保険協会（ABI）は、2009年3月、「保険および年齢に基づく差異化（Insurance and Age-based Differentiation）」と題する研究報告書を公表した。

イギリスでは、職場その他社会生活での各種差別を禁止する平等法案（Equality Bill）提示され、政府は2008年にワーキンググループを設置し、年齢差別禁止と金融サービス実務の問題が議論された。本報告書は、同グループが特定した年齢に基づく価格設定、年齢階層区分、最高・最少年齢制限などの主要課題に対応してまとめられたものである。

本報告書は、自動車保険では80歳の運転者は60歳の運転者の1.5倍の、旅行保険では65歳の人50歳未満の人の3.5倍の支払保険金コストがかかり、年齢のリスク評価が可能な現状で、自動車保険では99%の、旅行保険では98%の高齢者が保険を購入できていることを説明する。一方、年齢要素が利用できない場合、保険会社は、個々人の医学的評価などよりプライバシーに入り込んだ費用のかかる方法を採用するか、保険の提供自体を中止せざるを得なくなり、保険料上昇や保険選択の縮小を招くと警告している。

（ABI ニュースリリース 2009.3.2 ほか）

【イギリス・規制動向】

○英国保険協会が消費者利益のための規制改革の5つの原則を公表

英国保険協会 (ABI) は、「21世紀の規制と市場 (Regulation and Markets for the 21st Century)」と題したディスカッションペーパーを公表し、消費者に利益をもたらす規制改革の5つの原則を示した。

規制改革の5つの原則として、①安全・確実な金融サービスシステム、②慎重な規制、③競争と革新、④国境を越えて機能する規制、⑤消費者ニーズにつながる資本市場、を掲げている。

ABI のステフェン・ハッドリル事務局長は、保険業界、規制当局、政府が今後、規制に関して重大決定する際には、消費者の利益を中心に置かなくてはならないと述べ、5つの原則が、規制改革に最大限の影響を与えること、および、保険ビジネス、規制当局、ひいては国の諸機関に対する消費者の信頼回復につながるであろう、と語っている。さらには、各国の規制当局者間に信頼と連携が欠けている点が今回の金融危機の注目すべき特徴であると指摘し、EU に対し、各国市場の監督を改善し、規制・監督ルールの進歩をリードする「監督者の中の監督者」としての役割を果たすよう求めている。

(ABI ニュースリリース 2009.3.13 ほか)

【イギリス・賠償保険】

○アスベスト被害で使用者賠償責任保険に60億ポンドの支払懸念

ロンドン市場において、アスベスト被害による使用者賠償責任保険の保険金請求が、将来、60億ポンドに上ると予想されている。これは3月にドイツのケルン市で行われた欧州の保険会社および再保険者の会合 (Cologne Commutation Rendez-Vous 2009) において、ロンドンに本拠を置く国際的な法律事務所であるバーロウライド&ギルバート (Barlow Lyde & Gilbert) の弁護士が行ったランオフに関する講演の中で触れられたものである。

この講演では、60億ポンドの潜在的な支払負担は、1960年代から1970年代に使用者賠償責任保険の引受を行った少数の保険会社が抱えており、これらの保険会社は大きな打撃を受けることを指摘し、保険金請求は2020年にピークとなると予想されるため、近い将来、適切な支払備金を計上することがこれらの保険会社の最大の関心事となるとした模様である。

(Insurance Day 2009.3.18 ほか)

【イギリス・M&A】

ORBS 保険部門売却交渉の頓挫

イギリス第2位の銀行ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド（RBS）は、2008年4月に資本増強を目的としたイギリス保険部門の売却を模索してきていたが、その表明から10カ月経った2009年2月、売却のための競売を取りやめることにした。

アヴィヴァ（Aviva）のイギリス部門の前会長だったパトリック・スノーボール氏は、売却対象となっている保険部門全体の事業価値を50億ポンドと見込んでいたが、入札協議に共同参加していた投資ファンドのBCパートナーズとアポロファンドが最近になってそんなに高く評価することは難しいと結論づけて以降、実質的な買収を巡る協議は終了した状態となっていた。

RBSの保険部門は当初、70億ポンドで競売に掛けられていたが、最初から緊張感のない状態で競売協議が続いていた。

RBSは当初、投資ファンドは締め出して、純粋に戦略的な保険会社に対してのみ売却に関する覚書を送付していた。

(Financial Times 2009.2.5、Associated Press 2009.2.7)

【ドイツ・財産保険】

○古文書館崩壊による保険損害は4億ユーロに達する模様

ドイツのケルン市で発生した古文書館の壊滅的な崩壊により、保険会社は相当な額の保険金支払に直面しそうである。

ケルン市の報道官によると、3月3日、古文書館はたった3分の間に崩壊し、その収容財産には4億ユーロの保険が付保されていた、とのことである。

この古文書館には、ケルン市庁舎の記録文書だけでなく、中世の時代の手書き写本の収集物や922年まで遡る文書まで所蔵されていた。被害規模がどのぐらいになるかは調査中である。ドイツ政府は、ケルン市ができるだけ多くの古文書を取り戻せるように支援する約束を表明している。

この建物の崩壊により3名が行方不明となっているが、崩壊の原因は不明のままである。地元メディアの報道によると、市営地下鉄の延長工事が現場から遠くない場所で行われていたそうである。

(Best's Insurance News 2009.3.5)

金融・保険市場における動向（米国）

【市場動向】

○ステート・ファームがフロリダ州でのホームオーナーズ保険から撤退

ステート・ファームの子会社であるステート・ファーム・フロリダは、フロリダ州で平均 47.1%のホームオーナーズ保険の保険料率引上げを申請したが、規制当局に拒否されたため、保険金の支払不能に陥るとして、フロリダ州のホームオーナーズ保険から今後2年以内に撤退することを表明した。

ステート・ファーム・フロリダの撤退について、フロリダ州保険コミッショナーは、次のような条件を提示した。

- ・撤退計画の承認後 30 日以内に営業免許を返上する。
- ・既存の全契約を他の保険会社へ移転する。
- ・ステート・ファーム・フロリダの代理店に他の保険会社の商品販売を許可する。
- ・被保険者が解約などを求めた場合、解約保険料はプロ・ラタで返戻する。

これに対し、ステート・ファームは、州法では保険コミッショナーに保険会社の撤退決定に条件をつける権限がないとの異議申立を行った。

(National Underwriter Property & Casualty 2009.2.23、News-press 2009.3.6 ほか)

【規制動向】

○全米洪水保険プログラムの延長

2009年3月6日に期限を迎えた米国の全米洪水保険プログラム（National Flood Insurance Program：以下「NFIP」）は、上院・下院とも期限当日に5日間の延長がなされ、3月10日にNFIPに政府の財政支出を行うための一括予算法案が承認され、NFIPは9月末まで短期間の延長がなされた。今回の議会では、NFIPに風災リスクを含めるかが議論された。この点については結論が出ず、風災リスクを含まない現行のまま延長されたが、今後風災リスクを含めるか否かは更に論議されることになる。

保険会社は次のような理由により風災リスクをNFIPへ含めることに反対している。

- ・風災リスクについては、民間市場と民間保険会社が支えている残余市場によりすべての州で十分なキャパシティを有している。
- ・風災リスクを含めることにより、危険地域での建物建設が促進される。
- ・NFIPが経済的に困窮した場合、納税者の経済的負担が増加する。
- ・地域土地利用計画の促進や建築基準法の強化などが地域社会を守るためには有効である。

(Insurance Journal 2009.3.6、Insurance Day 2009.3.17 ほか)

【米国・規制】

○連邦取引委員会が大手 9 保険会社にクレジット・スコア情報提出を命令

大手保険会社 9 社は、保険料算出に用いるクレジット・スコアに関する追加情報を 4 月 24 日までに提出を求める連邦取引委員会からの命令に従うこととした。なお、情報提供にあたり、個人情報の保護が重要であるともコメントしている。

2003 年の法律に基づき、2007 年に連邦取引委員会と連邦準備制度理事会は「クレジット・スコアは自動車保険の効率的な料率算出要素である。クレジット・スコアの利用は消費者に利益をもたらしている」という調査報告を発表している。

今回の再調査は、消費者団体と家計金融サービス委員会が、人種差別の観点からの検証が必要であると連邦取引委員会に嘆願したことによるものである。クレジット・スコア（信用度）の低いアフリカ系やスペイン系アメリカ人は、スペイン系以外の白人やアジア系アメリカ人に比べて過度に高い保険料率が適用されていると、彼らは主張している。米国消費者連合は、クレジット・スコアの利用は低所得者やマイノリティーを差別していると、連邦取引委員会の行動を支持している。前回の調査は保険会社の選んだデータを使用した。今回は客観的なデータを分析することになるともコメントしている。

これに対して米国の 3 つの保険協会は、協力関係にあった連邦取引委員会が強制的な行動を取ったことに失望した、クレジット・スコアを料率算出要素とすることによって低リスク者には安い保険料を提供できるなど公平に料率を算定でき消費者に利益をもたらすなどとコメントをしている。

(National Underwriter Property & Casualty 2009.1.5 ほか)

【米国・商品】

○ハイブリッド・カーに割引適用

トラベラーズは、ハイブリッド・カーの自動車保険に対して最高 10% の割引を適用した。これは、2008 年 7 月の電動ボートの保険に対する割引に継ぐものである。これらのほかに、2006 年にはハイブリッド・カーの運転者に対する割引、2008 年 10 月には小企業向け財産保険において環境に配慮した建物の修理費や建築費等を追加保険料なしで補償するなど、米国環境配慮建築物委員会（United States Green Building Council）の会員であるトラベラーズは環境問題を意識したサービスを提供している。

(Best's Review 2008.12 ほか)

金融・保険市場における動向（アジア）

【インド・市場動向】

○成長を続けるインドの損害保険市場

インド商工会議所連合は、インドの国営損害保険会社ユナイテッド・インディア保険と共同で行った2月8日発表の調査において、インドの損害保険市場は今後6年間に毎年対前年20%の成長を続け、保険料収入は2015年までに1兆ルピー（1ルピー＝2円換算で約2兆円）に達するとの見通しを明らかにした。

インドの損害保険市場は2000年度以降毎年16.6%の成長を続けており、保険料収入は2000年度の962億ルピーから2007年度には2,813億8,000万ルピー（約5,628億円）に増加している。しかし、GDPに占める総損害保険料の割合は0.6%に過ぎない。

インド商工会議所連合によれば、インドにおける損害保険の認知度は低く、インドの人口の約7割は未だ保険会社と損害保険契約を交わしたことがないため、市場は大きなポテンシャルを秘めているという。

報告書では、高い成長率は主として個人向け保険と農村部からの保険によりもたらされると分析している。さらに、将来的には低い販売コストと販路を広げるための経営戦略が必要であるとしている。

（Best's Insurance News 2009.2.10、インド商工会議所連合ウェブサイト）

【インド・市場動向】

○テロの多発により、テロ保険の必要性への認識が向上

インド政府の統計によると、インドでは1993年以降29,000人以上がテロ攻撃により死亡している。2008年にもテロは多発しており、特に2008年11月に起きたムンバイのテロ事件により、テロ保険の必要性が再認識されるようになってきている。

インドの損害保険市場においては、2001年の米国同時多発テロの後、2002年にテロ保険プールが設立され、全ての損害保険会社がテロ保険プールに加入している。テロ保険プールからの1事故あたりの補償限度額は、設立当初の30億ルピー（約60億円）から2008年現在では75億ルピーまで引き上げられている。

しかし保険業界では、2008年のようなテロが続くことによるテロ保険プールの資金の枯渇を懸念している。また、ムンバイのテロ事件によってテロ保険プールからの支払いが増加しており、将来的にテロ保険料は高騰する見込みである。一方で、ムンバイのテロ事件により、一般の市民もテロ保険の必要性を認識するようになっており、今後は企業物件のみではなく、個人物件においてもテロ保険が普及すると予想されている。

（Asia Insurance Review 2009.1ほか）

【韓国・市場動向】

○韓国 AIG 生命が独立経営に

韓国 AIG 生命は 3 月 3 日に、今後は AIG からは経営的に独立して、韓国 AIA 生命の名称で韓国における生命保険販売を継続することを発表した。

この発表は 3 月 2 日に、米国政府から救済の金融支援を受けている AIG が、アジアの生命保険事業を統括する子会社アメリカン・インターナショナル・アシュアランス (AIA) の株式を特別目的会社 (SPV) に譲渡して、AIG とは分離・独立した経営とする方針を明らかにしたことに伴うもの。AIA の傘下にある韓国 AIG 生命は、1987 年の韓国進出時には、韓国 AIA 生命という社名を使用していたが、2000 年以降、戦略上の理由から韓国 AIG 生命に名称を変更していた。

一方、韓国 AIG 損害保険は、AIG のアジア損害保険事業を統括する子会社アメリカン・ホーム・アシュアランス (AHA) の傘下にある。AIG は既に AHA を含めた損害保険事業を AIU ホールディングスに分離することを決定しており、韓国 AIG 損害保険は、AIU ホールディングスのグループ企業として今後も韓国で損害保険販売を継続することとなる。

(Korea Times 2009.3.3、Korea Herald 2009.3.4 ほか)

【中国・規制動向】

○新たな保険会社評価制度を導入

中国の保険監督当局である中国保険監督管理委員会 (CIRC) は、保険会社および保険仲介者を分類して監督する新たな制度を導入した。

CIRC は、保険会社および保険仲介者を A、B、C および D の 4 つのクラスに分類し、それぞれのクラス毎に異なる規制方針を採用していくとしている。2009 年の上期より最初の分類のための評定をスタートさせ、毎年 1 月に前年の監査において入手した情報に基づき、該当するクラスを決定する。また、4 半期毎に見直しが行われる。

保険会社のクラスの分類は、保険会社から入手した情報に加え、評価指数により決定される。評価指数は、ソルベンシー係数、コーポレートガバナンス・内部統制・コンプライアンス係数、資産運用リスク係数、オペレーショナル・リスク係数および財務リスク係数の 5 つの要素で表される。クラス D は、保険金支払に重大な問題がある、または、コーポレートガバナンス、資本管理、または市場行動に高い危険が存在する会社に付けられるクラスであり、CIRC は、クラス D の会社に対しては非常に厳しい規制を課すとしている。保険仲介者に対しても同様な分類が行われる。

新たな監督制度の狙いは、特にコーポレートガバナンスの弱い保険会社の管理を強化することである。

(Asia Insurance Review 2009.2 ほか)